

【入院時食事療養費の詳細】（令和6年3月1日時点）

■入院時食事療養標準負担額

入院時の食事は、所得区分に応じた入院時食事療養標準負担額を負担すればよいことになっています。1日の標準負担額は、3食に相当する額を限度とされます。

食事に要した自己負担額は、高額療養費の対象から除外となります。

慢性の病気で療養病床に入院する65歳以上の方は、食費や居住費を「入院時生活療養費」として負担します。

⇒詳細は、「入院時生活療養費」でご確認ください。

所得区分		1食につき	
		令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日から
一般（下記以外の方）、現役並み所得者		460円	490円
指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等（住民税非課税世帯は除く）		260円	280円
住民税非課税世帯	過去1年間の入院日数が 90日まで入院	210円	230円
	過去1年間の入院日数が 91日以上入院	160円	180円
	所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者	100円	110円

■対象者

公的医療保険（※1）に加入している被保険者や被扶養者

※1 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、国民健康保険組合など

■利用方法

入院したときに、保険医療機関に被保険者証を提出します。70歳～74歳の方（後期高齢者医療制度の被保険者等になる方を除く）は「高齢受給者証」もあわせて提示してください。

なお、低所得者（住民税非課税者等）である場合は、加入している公的医療保険の窓口にて、低所得者であることを証明できる書類を提出する等の手続きが必要となりますので、加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

■申請時期

入院して食事の給付を受けるとき

参考：全国健康保険協会ホームページ